

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 27日

奈良県知事 殿

提出者 住所 大阪府大阪市住之江区南港北 1-7-89

氏名 日立造船株式会社 取締役社長
三野 禎男

電話番号 06-6569-0160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日立造船株式会社 本社
事業場の所在地	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
計画期間	令和4年 4月 1日から令和5年 3月 31日まで

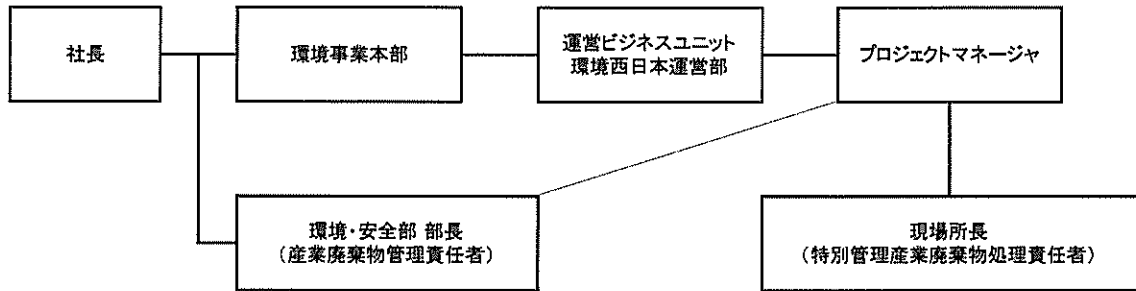
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類	総合工事業
2 事業の規模	元請完成工事高 ￥35,745,562,109.-
3 従業員数	3340人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃え殻、ばいじん→中間処理業者に委託し、コンクリート固化等の処理を行い、埋立処分

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	排出量	155.62 t	13.44 t
	(これまでに実施した取組) ごみ焼却施設の保守点検、補修が主で有り、排出量を抑制することは難しい。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	排出量	219 t	28 t
	(今後実施する予定の取組) ごみ焼却施設の保守点検、補修が主で有り、排出量を抑制することは難しい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特別管理産業廃棄物の保管基準に従って種類毎に保管 ・ 保管場所は、分別保管名と処理責任者名を表示
-----	---

	・発生量の少ない特別管理廃棄物は蓋付きドラム缶等の密閉容器を使用
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ばいじん
	全処理委託量	155.62 t	13.44 t

		優良認定処理業者への 処理委託量	80 t	13.44 t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>燃え殻、：焼却、熔融処理</p> <p>燃え殻、ばいじん：コンクリート固化処理</p> <p>燃え殻、汚泥：安定化、コンクリート固化処理</p>		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	1 燃え殻	2 ばいじん
	全処理委託量	219 t	28 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	219 t	28 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ばり塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	169.06 t	
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物を排出する現場は、電子マニフェストを利用している。		
※事務処理欄			